

千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事

設計図

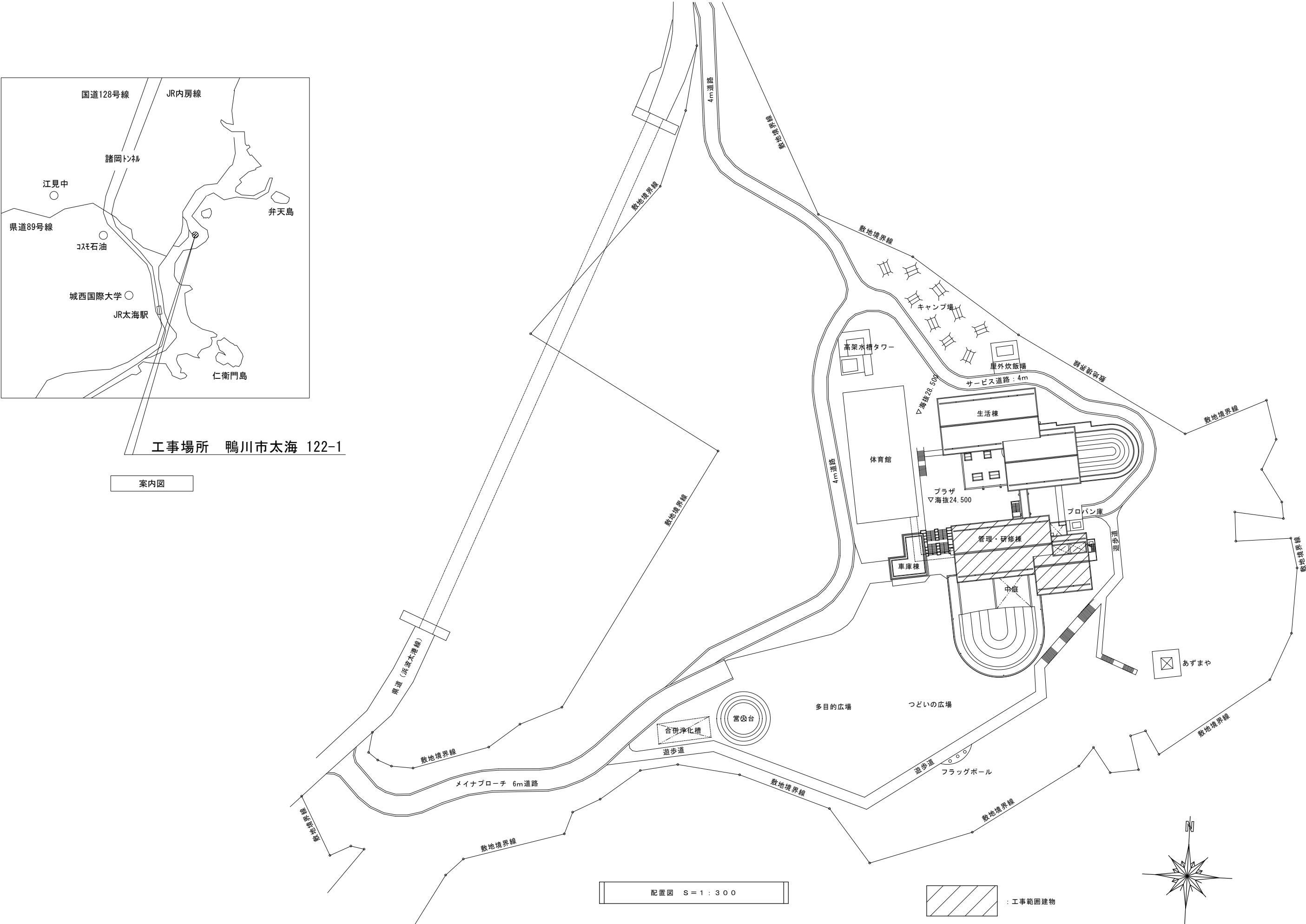
図 面 リ ス ト					
M-00	表紙・図面リスト	—	E-01	電気設備工事特記仕様書（1）	—
M-01	機械設備工事特記仕様書（1）	—	E-02	電気設備工事特記仕様書（2）	—
M-02	機械設備工事特記仕様書（2）	—	E-03	案内図・配置図	1：300
M-03	機械設備工事特記仕様書（3）	—	E-04	管理・研修棟3階電気設備図	1：200
M-04	案内図・配置図	1：300			
M-05	凡例・機器表・平面図（改修）	1：50			
M-06	機器表・平面図（撤去）	1：50			
M-07	自動制御設備平面図	1：50			
M-08	仮設計画図（参考）	1：200			

千葉県
株式会社 サン建築総合事務所

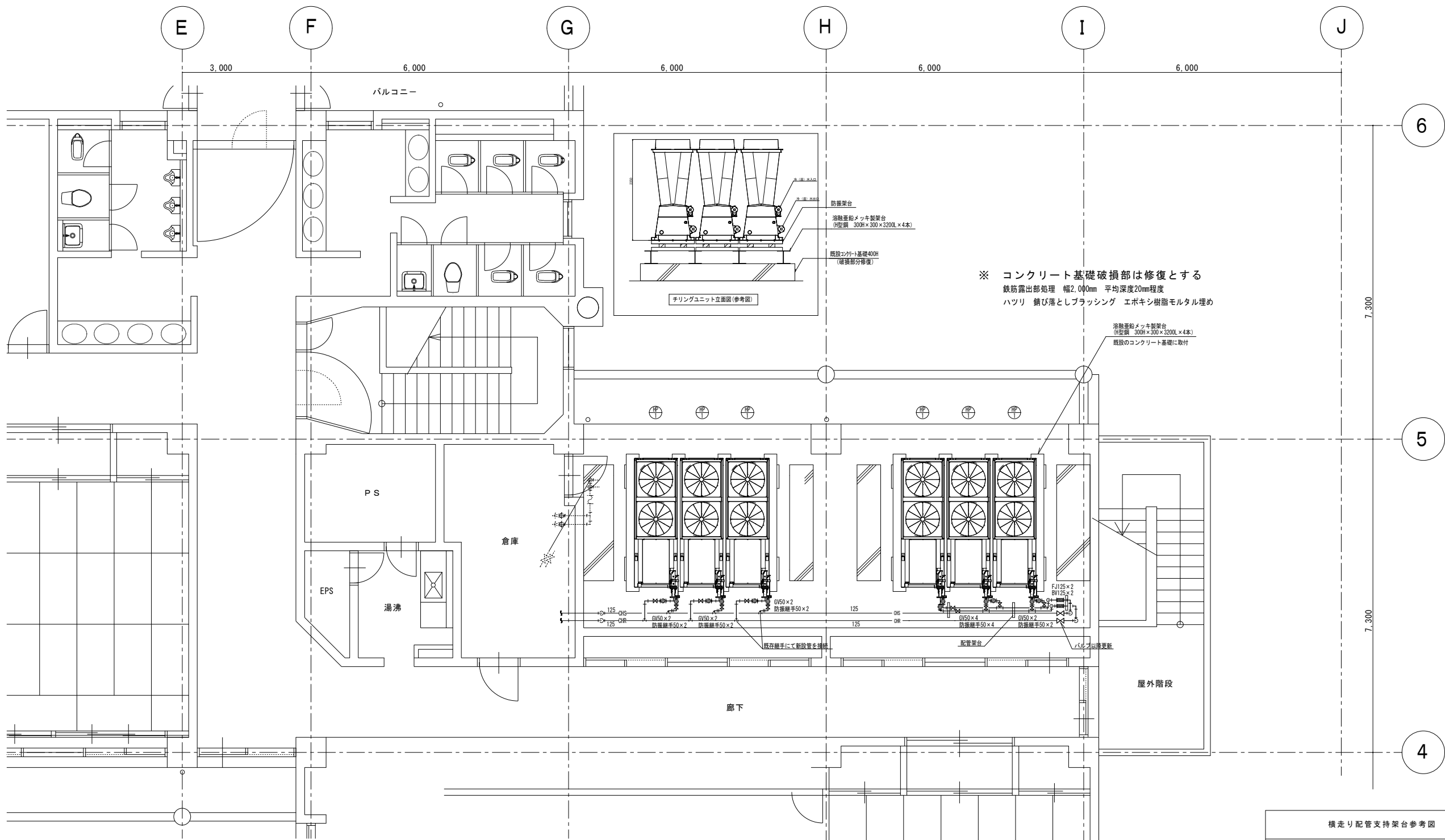
令和8年3月
表紙共13枚

株式会社 サン建築総合事務所 千葉県第1-2107号 管理建築士 畠山秀行 知事登録第2252号 1級建築士 第330718号		工事名 千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事	縮尺 —	図面名称 表紙・図面リスト	No. M-00
---	--	----------------------------------	---------	------------------	-------------

[illegible]

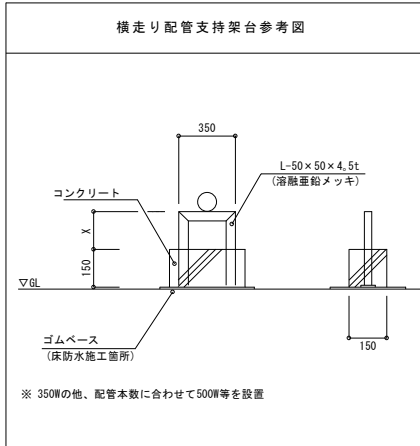
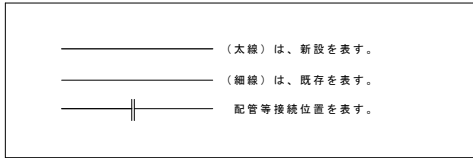


株式会社 サン 建築 総合 事務所 千葉県 第 1-2107 管理 建築士 畠 山 秀 行 知 事 登 録 第 2252 号 1 級 建 築 士 第 330718 号		工事名 千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事	縮尺 S = 1 : 3 0 0 (A1) S = 1 : 6 0 0 (A3)	図面名称 案内図・配置図	No. M - 0 4
--	--	---	---	------------------------------------	-----------------------------------

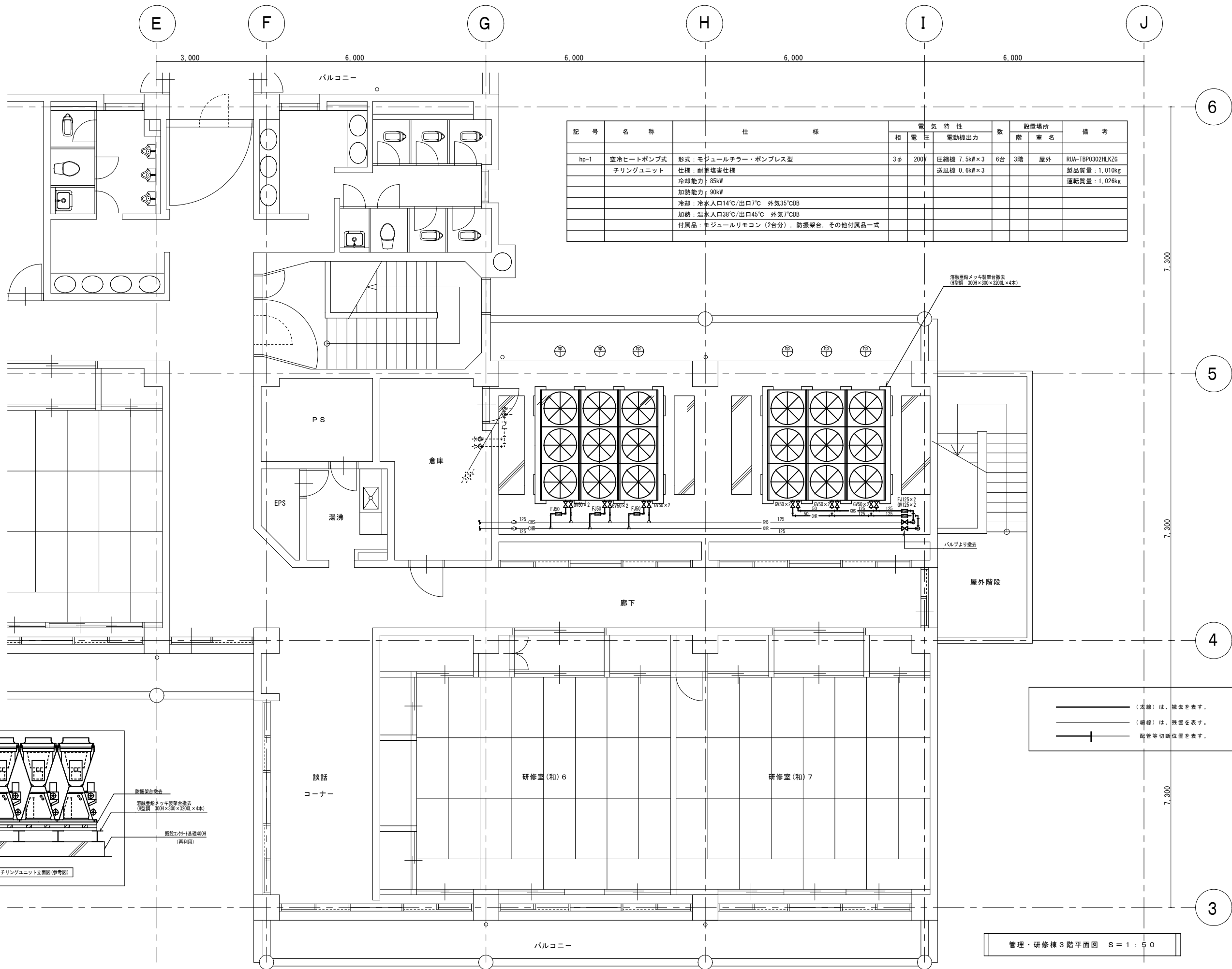


記 号	名 称	仕 様	電 気 特 性		数	設置場所		備 考
			相 電 圧	電動機出力		階	室 名	
HP-1	空冷ヒートポンプ式	形式：モジュールチラー・ポンプレス型	3φ	200V	圧縮機 10.6kW×2	6台	3階 屋外	参考型番 RUA-FS241HLM：2台（親機） RUA-FS241HL：4台（子機）
	チリングユニット	仕様：公共建築工事標準仕様、耐重塩害仕様			送風機 1.4kW×2			製品質量：832kg 運転質量：858kg
		冷却能力：85kW						
		加熱能力：85kW						
		冷却：冷水入口14℃/出口7℃ 外気35℃DB						
		加熱：温水入口38℃/出口45℃ 外気7℃DB						
		付属品：モジュールリモコン（2台分）、防振架台、その他付属品一式						

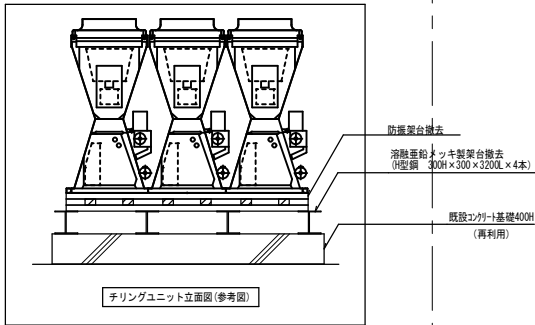
凡 例		
記 号	名 称	仕 様
— CHS —	冷温水管	水配管用亜鉛めっき鋼管（JIS G 3442）
— CHR —		
— ⊗ — GV	仕切弁	J I S 1 0 K
— ⊗ — BV	バタフライ弁	J I S 1 0 K
— ⊗ —	防振継手	合成ゴム製
— ⊗ —	フレキシブルジョイント	S U S 製



管理・研修棟3階平面図 S = 1 : 5 0

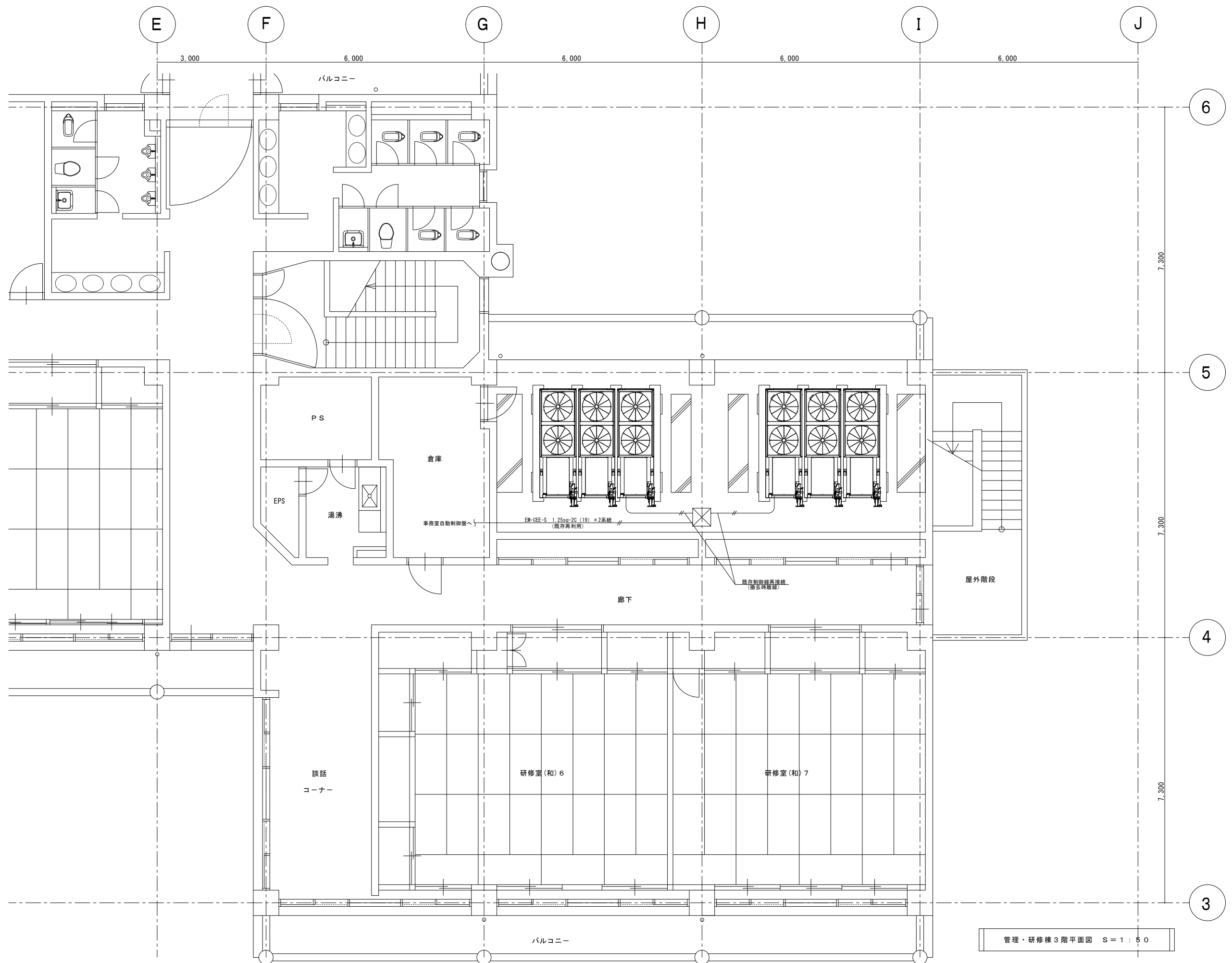


記 号	名 称	仕 様	電 気 特 性		数	設置場所		備 考
			相 電 圧	電動機出力		階	室 名	
hp-1	空冷ヒートポンプ式 チリングユニット	形式：モジュールチラー・ポンプレス型 仕様：耐塩塩害仕様 冷却能力：85kW 加熱能力：90kW 冷却：冷水入口14℃/出口7℃ 外気35℃DB 加熱：温水入口38℃/出口45℃ 外気7℃DB 付属品：モジュールリモコン（2台分）、防振架台、その他付属品一式	3φ	200V	圧縮機 7.5kW×3 送風機 0.6kW×3	6台	3階 屋外	RUA-TBP0302HLKZG 製品質量：1,010kg 運転質量：1,026kg

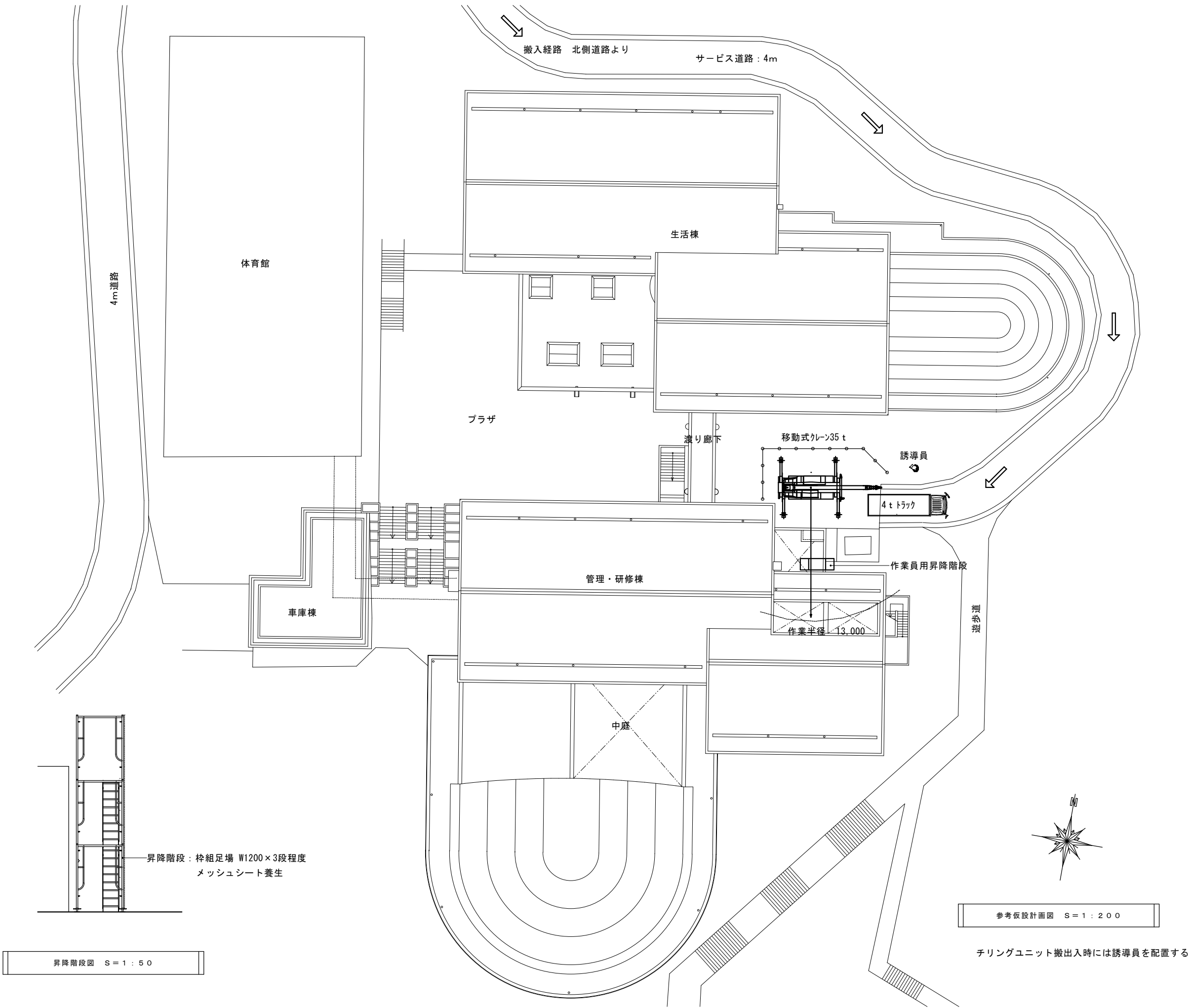


	（本線）は、撤去を表す。
	（細線）は、残置を表す。
	配管等切断位置を表す。

管理・研修棟 3 階平面図 S = 1 : 5 0



管理・研修棟3階平面図 S = 1 : 5 0



工 事 名 称

千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事

フレックス工期契約制度

○ 適用する 工事着手期限日（ 年 月 日） 工期の終期日（ 年 月 日） ○ 適用しない留意事項

● 留意者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書(第1号様式)を発注者に届けなければならない。

● 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条に基づき主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

● 工事着手日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。

● 工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所設置、資機材等の発注及び工場製作を含む)を行ってはならない。

● 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

● 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任(監理)技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。(工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。)

猛暑による作業不能日数

※本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

i) 作業不能日数 ● 日間(工期の始期は令和●年●月●日【若手期限】で算定)

ii) 上記 i) は、環境省が公表する関東地方・千葉県●地点におけるWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2020年～2024年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和35年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。

iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方・千葉県●地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

I. 工事概要

1. 工事場所 鴨川市太海

2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第1	施設の種類	備 考
管理・研修棟	RC造	3階	2,777	(5) イ		

3. 工事種目(● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。)

建物別及び屋外工事 種 目	管理・研修棟	工 事 種 別				
○ 受変電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 電灯設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 動力設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 音保護設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 発電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 映像・音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 誘導支援装置	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 防犯・入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 中央制御監視設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内配電線路	○	○	○	○	○ 一式	○ 一式
○ 構内通信線路	○	○	○	○	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式

4. 指定部分 ● 無 ○ 有 (対象部分 指定部分工期 年 月 日)

II. 工事仕様

1. 共通仕様

工事発注に関する説明事項書(質疑に対する回答書を含む)、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準仕様書」という。))、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)(令和7年版)」(以下、「改修工事標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準図」という。)による。

2. 提出様式

本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧(下記URL)によるほか、監督職員の指示による。
https://www.pref. chiba. lg. jp/eizen/jigyousha/kenochi/katshutau.html

3. 特記仕様

第●章、項目及び特記事項共に、● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。
※ 印の付いたものは機械設備工事特記仕様書に準ずる。

章 項 目	特 記 事 項
● 一般事項	● 一般事項
● 電気工作物の種類	● 事業用電気工作物(自家用電気工作物) ○ 一般用電気工作物
● 電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者(生涯学習課長)の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
● 施工従事者	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
○ 化学物質を放散させる建築材料等	1. 本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1) 合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

● 一般事項

※ ワンデーレスポンス

○ 適用区分

● 材料・機材の品質等

2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。

4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

2. 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。
1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
2) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
3) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
4) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。
2) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。
○ 風圧力
風速 (V0= m/s)
地表風粗度区分 (○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ)
○ 積雪荷重
建設省告示第1455号における区域 別表 ()

1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2. 下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、その証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3) 安定的な供給が可能であること。
4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機 材 等
○ LED照明(一般屋内用に限る。)
○ 照明制御装置
○ 可変速運転用インバータ装置
● 分電盤
○ 制御盤
○ キュービクル式配電盤
○ 高圧スイッチギア(CW形)
○ 高圧スイッチギア(PW形)
○ 高圧交流遮断器
○ 高圧進相コンデンサ
○ 高圧限流ヒューズ
○ 高圧負荷開閉器
○ 高圧変圧器(特定機器)
○ 交流無停電電源装置
○ 太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)
○ 監視カメラ装置
○ 中央監視制御(監視制御装置)

(表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。)

※ 工 事 用 水

※ 工 事 用 電 力

※ 監督職員事務所

※ 工事用仮設物

○ 官公署等への手続

※ 足場その他

○ 総合試運転調整

※ 工事写真

※ 設計図CADデータ

● 一般事項

※ 完成時の提出図書等

● 引渡しを要するもの

※ 建設副産物の処理等

○ 電子納品

1. 本工事は、電子納品の対象工事である。
電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」(以下、「ガイドライン」という。))に基づいて行う。
② 工事完成検査時には、(公財)千葉県建設技術センター(以下、「センター」という。)から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を機行すること。
③ 工事完成検査後は、速やかに電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。
4. 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕 様	部数
○ 完成図面	○ 図面(A1版)折りたたみ製本 ○ 図面(A1版)見開き製本	○ A4版 ○ 版
○ 工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの	○ 1部 ○ 部
○ 完成写真	○ キヤノン版	○ 1部 ○ 部
○ 保全に関する資料	○ 建築物等の利用に関する説明書 ○ 機器取扱い説明書 ○ 機器性能試験成績書 ○ 官公署届出書類 ○ 総合試運転調整報告書 建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。	○ 2部 ○ 部
○ 電子成果品	電子納品による	○ 2部 ○ 部

● なし ○ あり()
特別管理産業廃棄物 ○ なし ○ あり(PCB使用機器)
PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。

※ 建設副産物の処理等

1. 共通事項
1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
◎ 作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。
2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。
3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づくマニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄土
1) 指定(A)(工事間利用)の場合
本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。
ア 搬出先(相手先工事名、場所等) 工事 市 町地先
イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m³
ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月
なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。
2) 指定(A)(その他)の場合
建設発生土(m³)は、 地先に搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3) 指定(B)の場合
建設発生土(m³)は、片道運搬距離 kmに搬出するものとする。

3. 路盤廃材
本工事により発生する
路盤廃材(t)は 市 町地先、片道運搬距離 kmの 市 町地先に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物
本工事により発生する
1) アスコン塊 (t) は 市 町地先、片道運搬距離 kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)
2) コンクリート塊 (t) は 市 町地先、片道運搬距離 kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)
3) 建設発生木材 (t) は 市 町地先、片道運搬距離 kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)
4) 建設汚泥 (t) は 市 町地先、片道運搬距離 kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)
5) 混合廃棄物 (0.01m³)は 鴨川市浜茨字坊谷 地先、片道運搬距離 7.6kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)
6) 金属くず (0.06m³)は 鴨川市浜茨字坊谷 地先、片道運搬距離 7.6kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)
7) () は 市 町地先、片道運搬距離 kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)に運搬し、処理するものとする。
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

● 一般事項

○ 建設発生土の処理

※ 環境への配慮

※ 環境対策

○ 化学物質の濃度測定

※ 保険

※ 工事実績情報の登録

※ 過積載による違法運行の防止

※ 創意工夫等の実施

※ 安全対策

○ 他工事との取合い

5. 再生処理土
1) 指定(A)(工事間利用)の場合
本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。
ア 搬出先(相手先工事名、場所等) 工事 市 町地先
イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m³
ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月
なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。

留意事項
1. 利用先の確保
建設発生土情報交換システム(コプリス・プラス)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流通により利用先の確保に努める。
2. 中間処理施設の選定
中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含め総合的に判断する必要がある。
また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。
3. 品質・安全性の確保
処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。
4. 一時保管
利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
○

※ 環境への配慮
1. 千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。
2. 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日変更閣議決定)による。
3. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。

※ 環 境 対 策
建設機械は、排ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。

○ 化学物質の濃度測定
○ 施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。
○ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
○ バラジクロロベンゼン(用途が学校の場合、上取項目に追加する。)
測定はパッシブ型採集機器により行う。
着工前の測定 ○ 行わない ○ 行う
測定対象室 ○ 図示 ○ ()
測定箇所数 ○ 図示 ○ ()
測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。

※ 保 険
本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。
1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人
2) 保険金額 請負代金全額
3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間
なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。

※ 工事実績情報の登録
本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(コプリズ)に基づき、工事実績データを作成する。
また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出すること。
1) 工事受注時 契約締結後10日以内
2) 登録内容の変更時 契約事項の確定日から10日以内
3) 工事完成時 工事完成後10日以内

※ 工事現場管理
受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
1) 不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

※ 過積載による違法運行の防止
受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
1) 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込まないこと。
2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込まないこと。
3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。
4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

※ 創意工夫等の実施
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。

※ 安全対策
受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。
発注者が組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

○ 他工事との取合い
別表Iによる。

株式会社 サン 建築 総合 事務所

千葉県第1-2107 管理建築士 島山秀行

知事登録第2252号 1級建築士第330718号

工事名

千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事

縮尺

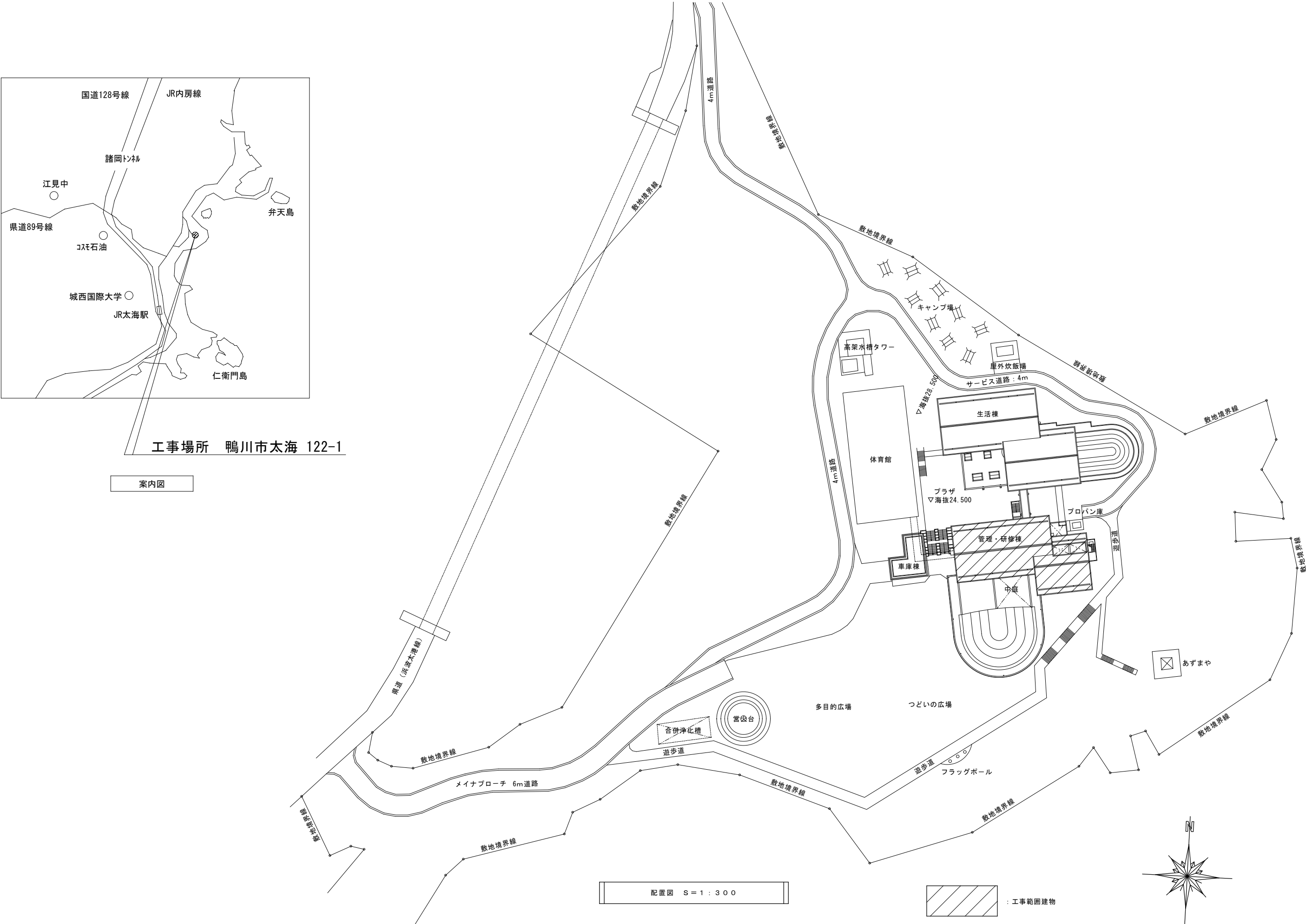
N S

図面名称

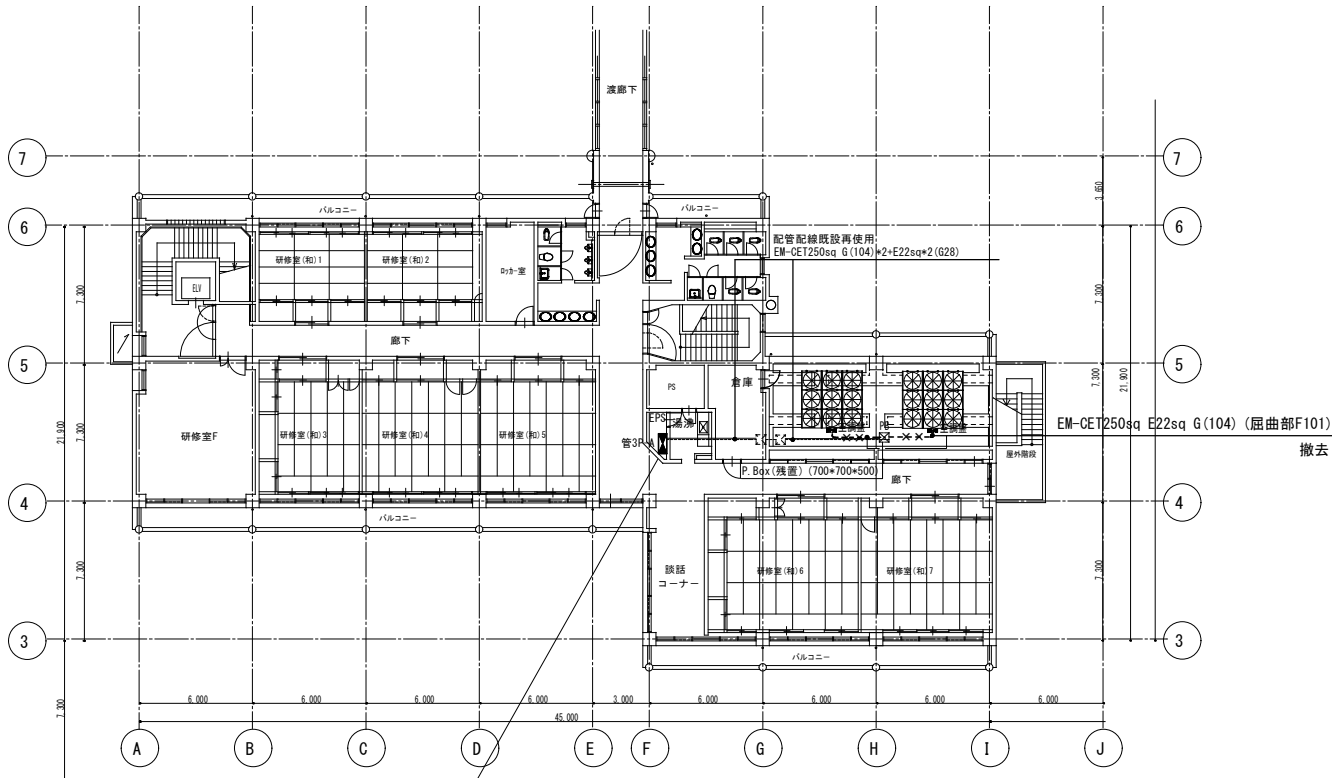
電気設備工事特記仕様書(1)

No.

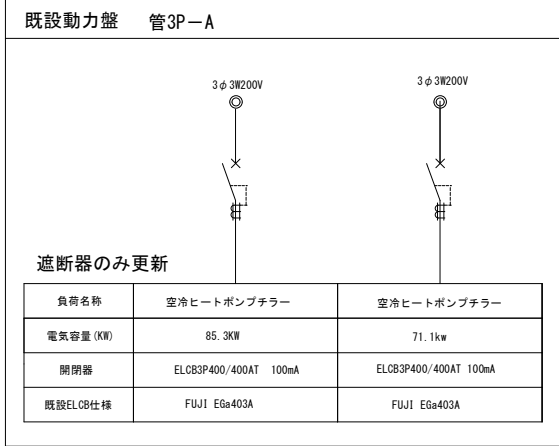
R7.11 E-01



株式会社 サン 建築 総合 事務所 千葉県 第 1-2107 管理 建築士 畠 山 秀 行 知 事 登 録 第 2252 号 1 級 建 築 士 第 330718 号		工事名 千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事	縮尺 S = 1 : 3 0 0 (A1) S = 1 : 6 0 0 (A3)	図面名称 案内図・配置図	No. E - 0 3
--	--	---	---	------------------------------------	-----------------------------------

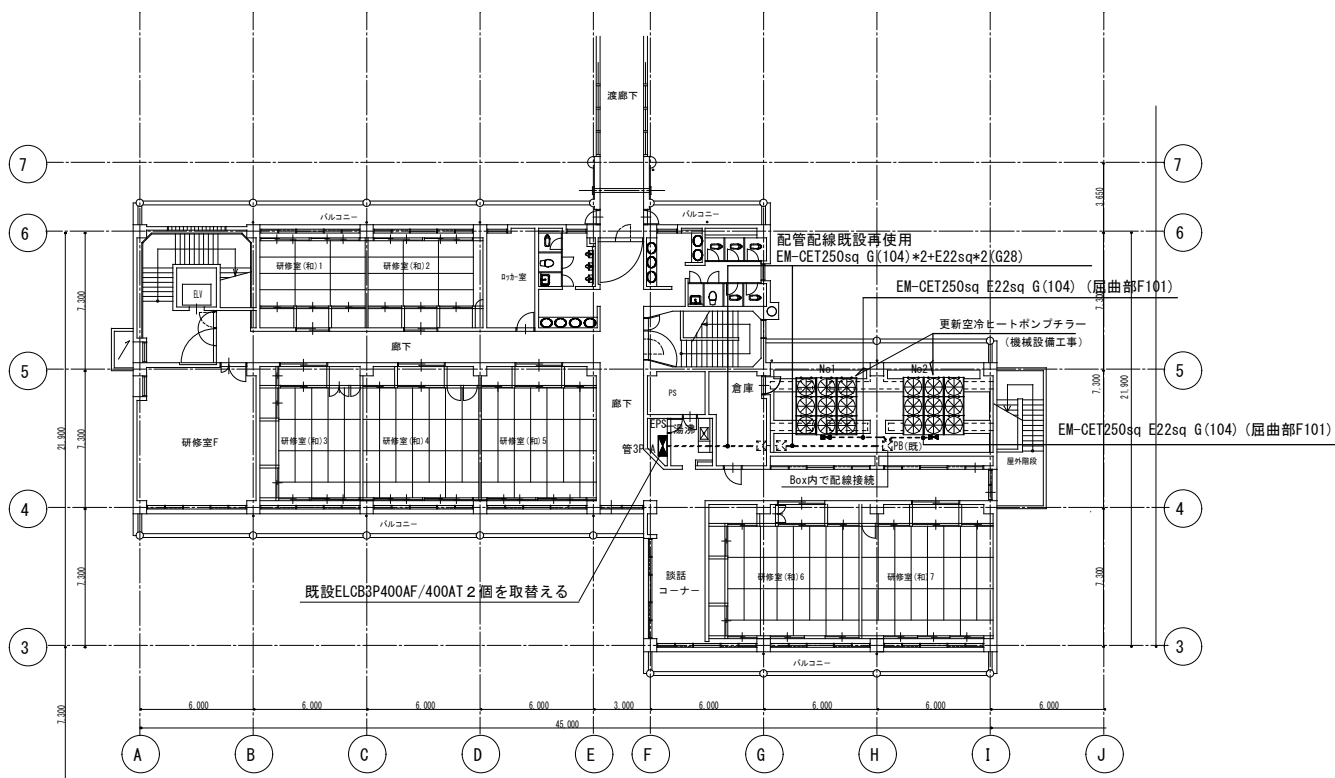


改修前管理・研修棟:3階平面図 S=1:200



工事内容

1. 既設動力制御盤(管3P-A)内既設主幹(ELCB3P400AF/400AT) 2個を取り替える
 2. 既設PBox～チャラー付属電源盤までの配管配線を更新する
- ※更新するELCB・MCCBのトリップ・感度電流は採用機器のメーカー指定値に合わせること



改修後管理・研修棟:3階平面図 S=1:200

記号	名称・摘要	備考
----- ^(F)	露出配線	屈曲部はF管使用可
□	既設ブルボックス	傍記は寸法 (mm)
■	動力盤	既設(管3P-A)
×	撤去	